

○経済産業省告示第四十三号

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第五十二条の二第一号ロから二まで並びに第二号ロ及びハ並びに第五十三条第二項第五号の規定に基づき、平成十五年経済産業省告示第二百四十九号（電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの要件、第一号ハ及び第二号ロの機械器具並びに第一号二及び第二号ハの算定方法等並びに第五十三条第二項第五号の頻度に関する告示）の一部を次の表のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月三十一日

経済産業大臣 武藤 容治

（傍線部分は改正部分）

改正後

（算定方法等）

第三条（略）

2（略）

3 次の表の上欄に掲げる事業場の換算係数は、前二項の規定にかかわらず、当該各項に定める換算係数に、それぞれ次の表の下欄に掲げる値を乗じた値とする。

一次条第二号の二本文の発電所並びに同条第八号ハ及び第九号の需要設備（小規模高圧需要設備を除く。）	〇・四五
二〇八（略）	（略）
九次条第七号並びに第八号イ及びロの需要設備（小規模高圧需要設備を除く。）	〇・六

4（略）

（点検頻度）

第四条 規則第五十三条第二項第五号の頻度は次の各号に掲げるとおりとする。

一〇七（略）

ハ 前号のイから二までの設備条件の全てに適合する信頼性の高い需要設備であつて、次のイからハまでのいずれかに掲げるものにあつては、それぞれ次に掲げるとおりとする。

イ（略）

ロ 低圧電路の絶縁状態の適確な監視が可能な装置を有する需要設備であつて、当該需要設備の設置場所と異なる場所から適確に点検を実施できるよう措置（第三者認証を取得した機械器具等を使用する措置をいう。）したもの 毎月一回以上

ハ 低圧電路の絶縁状態及び負荷の適確な監視が可能な装置を有する需要設備であつて、主遮断装置並びに保安上の責任分界点から主遮断装置までの間に施設する開閉器、遮断器及び配線が適切に更新されているもの 三月に一回以上

九〇十三（略）

改正前

（算定方法等）

第三条（略）

2（略）

3 次の表の上欄に掲げる事業場の換算係数は、前二項の規定にかかわらず、当該各項に定める換算係数に、それぞれ次の表の下欄に掲げる値を乗じた値とする。

一次条第二号の二本文の発電所及び同条第九号の需要設備（小規模高圧需要設備を除く。）	〇・四五
二〇八（略）	（略）
九次条第七号及び第八号の需要設備（小規模高圧需要設備を除く。）	〇・六

4（略）

（点検頻度）

第四条 規則第五十三条第二項第五号の頻度は次の各号に掲げるとおりとする。

一〇七（略）

ハ 前号のイから二までの設備条件の全てに適合する信頼性の高い需要設備であつて、次のイ又はロに掲げるものにあつては、それぞれ次に掲げるとおりとする。

イ（略）

ロ 低圧電路の絶縁状態の適確な監視が可能な装置を有する需要設備であつて、当該需要設備の設置場所と異なる場所から適確に点検を実施できるよう措置（第三者認証を取得した機械器具等を使用する措置をいう。）した需要設備 毎月一回以上

（新設）

九〇十三（略）

○経済産業省
国土交通省告示第一号

容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）の規定に基づき、鉄道車両に固定する容器等の検査及び再検査における規格を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年三月三十一日

経済産業大臣 武藤 容治
国土交通大臣 中野 洋昌